

外国法制の研究について

1. 研究の目的等

行政訴訟検討会における行政訴訟制度の見直しの基礎資料を得るため、主要国の行政訴訟制度に関し専門知識を有する研究者に研究を行っていただく。

各研究員は、9月頃までに研究結果を取りまとめ、行政訴訟検討会に報告することとする。

各研究員は、適宜、その研究状況及び研究のスケジュールについて、事務局と打ち合わせを行う。

2. 研究の担当

アメリカ法

中川 丈久 (神戸大学教授)

フランス法

橋本 博之 (立教大学教授)

ドイツ法

山本 隆司 (東京大学助教授)